

豊能町あかちゃんの駅事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内の民間施設でおむつ替え、授乳等ができる施設を豊能町あかちゃんの駅（以下「あかちゃんの駅」という。）として登録するとともに、乳幼児及びその保護者が気軽に利用できる場所として広く公表することにより、乳幼児の保護者が安心して外出できる環境の整備を図り、もって子育てにやさしいまちづくりを推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 あかちゃんの駅を利用することができる者は、原則として、おむつ替え又は授乳を目的とする乳幼児及びその保護者とする。

(登録対象施設)

第3条 あかちゃんの駅として登録できる施設は、町内の民間施設（以下施設という。）とし、次に掲げる基準を満たしている施設とする。

- (1) おむつ替え台、ベビーベッドその他これらに準ずるおむつ替え用の設備があること。
- (2) 授乳のできる設備があること。
- (3) ミルク用のお湯、おむつ又はおしりふきシート、電子レンジ、トイレ内のベビーチェアのいずれかが備えられている。
- (4) 授乳又はおむつ替えをしている姿が他の人から見えない設備であること。
- (5) 衛生面に配慮し、定期的に清掃を行うこと。
- (6) あかちゃんの駅の利用料は、無料であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設は対象外とする。

- (1) 暴力団の関連する施設
- (2) 法令等に違反し、又はそのおそれがある施設
- (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがある施設
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする施設
- (5) その他本事業にふさわしくないと町長が認めた施設

(登録方法)

第4条 あかちゃんの駅として登録を希望する施設の管理者（以下「申請者」という。）は、豊能町あかちゃんの駅登録申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、必要な調査を行い、前条の基準を満たすと認めた場合は、当該施設をあかちゃんの駅を設置する施設（以下「登録施設」という。）として登録するものとする。

る。

- 3 町長は、前項の規定により登録をしたときは、豊能町あかちゃんの駅登録通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（利用者の遵守事項）

- 第5条 あかちゃんの駅を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 施設又は設備を破損し、又は汚さないこと。
- （2） 指示された場所以外の場所を利用し、又は許可無く立ち入らないこと。
- （3） 汚物は、持ち帰ること。
- （4） あかちゃんの駅を利用する際の乳幼児及び利用者の安全は、利用者の責任において確保すること。
- （5） その他前条第3項の規定による通知を受けた者（以下「登録施設の管理者」という。）の指示に従うこと。

（登録の変更等）

- 第6条 登録施設の管理者は、登録を受けた内容に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、豊能町あかちゃんの駅登録（変更・廃止）届出書（様式第3号）により、町長に届け出なければならない。

（登録の解除）

- 第7条 町長は、登録施設が第3条の基準を満たさなくなったとき、又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することができる。

（表示等）

- 第8条 登録施設の管理者は、町が交付するあかちゃんの駅を示すステッカーを施設の出入口その他利用者の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

- 2 登録施設の管理者は、商品及び企業広告に登録施設である旨を表示することができる。

（実施状況確認）

- 第9条 町長は、登録施設の管理者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を求めることができる。

- 2 町長は、必要に応じ、登録施設の現状を確認することができる。

（公表）

- 第10条 町長は、登録施設の名称、所在地等を町の広報及びホームページへの掲載その他適当と認める方法により公表することができる。

（委任）

- 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。